

# 居宅介護重要事項説明書

< 令和7年4月1日現在 >

## 1. 事業者の概要

名称	有限会社 トータルケアサポート・わかば		
法人種別	有限会社		
法人所在地	東京都江東区大島4-1-2-109号		
電話番号	03-5628-1165		
代表者氏名	代表取締役 岩川 眞司		
法人の沿革・特色	会社設立 平成17年6月27日 要介護者・高齢者・身体障害者等へ身体介護・生活援助その他日常生活における介護サービスを中心に業務を行う		
法人が所有する	介護保険法における居宅介護支援事業	1ヶ所	
	介護保険法における訪問介護事業所	1ヶ所	
営業所の種類・数	障害者総合支援法における居宅介護事業所	1ヶ所	
	障害者総合支援法における障害者移動支援事業	1ヶ所	

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	有限会社 トータルケアサポート・わかば		
事業所の所在地	東京都江東区大島4-1-2-109号		
事業所の電話番号	03-5628-1165		
サービス提供地域	江東区 墨田区 江戸川区		
サービス提供時間	6:00～22:00		
事業所番号	東京都 1310800501号	(平成18年4月1日)	
運営方針	*事業所のサービス従事者は、「自己決定の尊重・自立支援」を柱に据え要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護の介助、その他生活全般にわたる援助を行う。 *事業実施に当たっては、関係市区町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。		
自己評価の実施状況	実施していない		
第三者評価の実施状況	実施していない		
職員への研修の実施状況	定期的に外部研修に参加するとともに、内部研修も行っています。		

## 3. 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	合計員数(常勤換算)	資格等
管理者	1名(兼務)		1名	社会福祉士
サービス提供責任者	3名(兼務)		3名	介護福祉士
ヘルパー	0名(兼務)	16名	16名	介護福祉士、ヘルパー養成講習2級終了
事務員				

## (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日～1月3日)

## 4. 主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、 <b>難病等対象者</b> 、重度障害者
---

## 5. サービスの内容

### (1) サービスの内容

#### ①身体介助

食事介助	配膳・食事・下膳の介助
入浴介助・清拭介助	入浴(洗身・洗髪など)・着衣の介助(清拭も同様)・清拭介助
<b>更衣介助</b>	<b>衣類の着脱の介助</b>
<b>排泄介助</b>	<b>排泄の介助、おむつ交換</b>

#### ②家事援助

調理	利用者宅で希望された物を調理・片付
衣類の洗濯	洗濯・干す(必要に応じてとり込む・たたむ・片付)
買い物	<b>利用者の日常生活に必要な物品の買い物</b>
掃除	<b>居室の掃除や整理整頓</b>

#### ③通院等介助

通院等介助 (身体介護を伴う)	<b>通院時の移動介助、通院先での受診等の手続・移動等の介助(院内介助要する場合)</b>
--------------------	---

#### ④その他のサービス

療育・介護等の相談	相談・連絡調整
-----------	---------

### (2) ヘルパーの禁止行為

- ①利用者に対する暴力等の虐待行為
- ②身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (緊急やむを得ない場合を除く)
- ③利用者の同居家族に対するサービス
- ④利用者の日常生活の範囲を超えるサービス (庭の手入れやペットの世話等)
- ⑤居宅介護 (身体介護、家事援助) における外出や単なる見守りのサービス

## 6. 利用料金

### (1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。ただし、区市町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。月額負担上限額については、各市町村長が定めた額。また、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

\*利用者の出身世帯が他の区市町村に転出する場合は、利用者負担額が変わることもありますので、あらかじめ事業者までご連絡をお願いします。

\*事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

\* 新制度「令和6年度の法改正により各加算は、新加算Ⅱへ移行されます。」

(2) その他の料金

外出時の実費負担

食費	ヘルパー分も利用者実費負担
交通費(移動の場合)	公共交通機関利用の場合ヘルパー分も利用者実費負担 なお、通院介助等で片道サービス利用のヘルパー分交通費につきましては、往復分利用者実費負担
社会参加費	各活動参加にかかる費用ヘルパー分の利用者実費負担

(3) 交通費(ヘルパー派遣の場合)

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用につきましては、交通費は無料です

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通の実費をいただきます。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 03-5628-1165)

訪問時不在だった場合、15分間自宅前にて待機をします。その間に戻られた場合は戻られ1時間からサービスを行いますが、待機時間は料金が発生します。

ご利用の前日午後6時00分までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の前日午後6時00分までにご連絡がなかった場合	1,000円
15分の待機中に戻られサービスを行なった場合	550円
15分待機したが戻らずサービスを行えなかった場合	1,000円

(5) 利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者のご負担となります。

(6) 支払い方法

毎月、25日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

① 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係わる重要事項について、ご説明します。

② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定をうける利用者から、契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

③ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

① 利用者が当事業所に対して2週間の予告期間において文章で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

② 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守密義務に反した場合、利用者やご

家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文章で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文章で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日30日前までに文章で知します。

### (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 3ヶ月間ご利用がなく、その後もご利用の予定がない場合

## 8. 当事業所のサービス利用に際し留意いただきたい事項

- ① サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定しますので、利用者からの特定の訪問介護員の指名はできません。また、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- ② 当事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。その場合、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。訪問介護員について、お気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等に、ご遠慮なくご相談ください。
- ③ 「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、速やかに当事業所にご連絡ください。ご連絡がない場合は、サービス提供が出来ない場合があります。

## 9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡をいたします。

主治医	病院名	(           科) 担当医
	住所	☎
ご家族	氏名(続柄)	(           ) ☎
	住所	

## 10. この契約に関する苦情、相談窓口

当事業所ご利用相談、苦情窓口

担当部	岩川 眞司
電話番号	03-5628-1165
受付時間	月 ~ 金曜日 ・ 9時 ~ 18時

当事業所以外に、区市町村の相談、苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	江東区役所福祉課
電話番号	03-3647-9111 障害者係
受付時間	月～金曜日・9時～17時

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応をいたします。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-3268-1148
受付時間	月～金曜日・9時～17時

当事業者は、本サービスの提供に当たり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。  
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各自一通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

<事業者名> 有限会社 トータルケアサポート・わかば  
<名称> わかば・介護ステーション  
<住所> 東京都江東区大島4丁目1番2-109号  
<代表者名> 代表取締役 岩川 眞司